

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした政策の名称	国際戦略総合特区における特別償却又は税額控除の特例措置の延長	
2	対象税目	① 政策評価の対象税目	(法人税:義)(国税6) (法人住民税、法人事業税:義)(自動連動)(地方税4)
		② 上記以外の税目	
3	要望区分等の別	【新設・拡充・延長】 【単独・主管・共管】	
4	内容	<p>《現行制度の概要》</p> <p>○特例措置の対象(支援措置を必要とする制度の概要)</p> <p>総合特別区域法に基づき、国際戦略総合特区内で、指定法人が認定国際戦略総合特区計画に定められた事業を行うために、設備等を取 得してその事業の用に供した場合に、特別償却又は税額控除ができる 制度。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・法人指定の期限:令和6年3月31日 ・対象設備:機械・装置(2千万円以上) <p>開発研究用器具・備品(1千万円以上)</p> <p>建物・付属設備・構築物(1億円以上)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・特別償却の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の34% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の17% ・税額控除の割合:機械・装置、開発研究用器具・備品⇒取得価額の10% 建物・付属設備・構築物⇒取得価額の5%(当期法人税額の20%を限度とする) ・設備等取得の期間:法人指定の日から令和6年3月31日まで 	
		<p>《要望の内容》</p> <p>総合特別区域法第26条に定められている国際戦略総合特区において適用されている法人税の課税の特例措置について、租税特別措置法第42条の11において令和6年3月31日が適用期限となっており、この適用期限を2年間延長し、令和8年3月31日までとする。</p>	
		<p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総合特別区域法第26条 ・総合特別区域法施行規則第15条 ・租税特別措置法第42条の11 ・地方税法第23条第1項第4号、第72条の23第1項、第292条第1項第4号 	
5	担当部局	内閣府地方創生推進事務局	
6	評価実施時期及び分析対象期間	<p>評価実施時期:令和5年8月</p> <p>分析対象期間:令和2年度～令和7年度</p>	

7	創設年度及び改正経緯	<p>平成 23 年度:創設 平成 25 年度:拡充 (適用対象に「開発研究用器具・備品」を追加) 平成 26 年度:延長(2年間) 平成 28 年度:見直しの上、延長 (特別償却率及び税額控除率を見直し、繰越税額控除制度を廃止した上で、2年延長) 平成 30 年度:延長(2年間) (特別償却及び税額控除の率、対象事業の範囲(国際海上輸送網の拠点となる港湾等の整備等に関する事業及び国際的な事業機会の創出等に係る国際的な規模の事業活動の促進に資する事業を除外)を見直した上で、2年延長) 令和2年度:延長(2年間) 令和 4 年度:延長(2年間)</p>
8	適用又は延長期間	2年間(令和6年4月1日～令和8年3月31日)
9	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 産業の国際競争力の強化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展を図る。</p> <p>《政策目的の根拠》 ・総合特別区域基本方針 2 国際戦略総合特区を通じた産業の国際競争力強化の意義 強い経済を実現するためには、産業の国際競争力の強化を通じて安定した内需と外需を創造し、富が広く循環する経済構造を築くことが重要である。 国際戦略総合特区は、成長分野を中心に、我が国の経済をけん引することが期待される産業の国際競争力の強化のため、国際レベルでの競争優位性を持ちうる地域を厳選し、地方公共団体及び民間事業者が連携した当該産業の拠点形成に資する取組に対して、産業の国際競争力の強化に関する規制の特例措置等の施策を集中的に推進し、支援を行うものである。 これにより、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化の効果とも相まって、我が国の経済社会の活力の向上及び持続的発展に寄与するものである。</p> <p>・総合特別区域法(平成二十三年法律第八十一号) 第三章 国際戦略総合特別区域における特別の措置 第四節 認定国際戦略総合特別区域計画に基づく事業に対する特別の措置 第二款 課税の特例 第二十六条 認定国際戦略総合特別区域計画に定められている第二条第二項第二号イ又はロに掲げる事業を実施する法人(内閣府令で定める要件に該当するものとして認定地方公共団体(内閣総理大臣の認定を受けた指定地方公共団体をいう。以下この章において同じ。)が指定するものに限る。以下この条において「指定法人」という。)であって、国際戦略総合特別区域内において当該事業の用に供する施設又は設備を新設し、又は増設したものが、当該新設又は増設に伴い新たに取得し、又は製作し、若しくは建設した機械及び装置、器具及び備品、建物及びその附属設備並びに構築物については、租税特別措置</p>

		法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。
②	政策体系における政策目的の位置付け	政策5 地方創生 施策5 地方創生に関する施策の推進
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>実施施策に係る政策評価の中目標「特区制度、都市再生、中心市街地活性化等を活用した地域活性化の実現」を達成するため、事業として「総合特区の推進」を活用した地域活性化の実現を図ることとしている。</p> <p>総合特別区域法第7条第1項に基づき定める総合特別区域基本方針において、国際戦略総合特区における産業の国際競争力の強化の意義及び目標に関する事項が示されている。</p> <p>〈総合特区制度の目標〉 総合特区制度は、区域限定の規制・制度改革によって政策課題解決を図る突破口とし、産業の国際競争力の強化を目的としている。</p> <p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》 総合特別区域法に基づき、産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することにより、国民経済の発展及び国民生活の向上に寄与することを目的としている。 国際戦略総合特区においては、現在6つ(※1)の特区がそれぞれ定める特区計画に基づきその目標とその達成時期を設けている。このうち5つ(※2)の特区において、評価期間の令和元年度から令和4年度までに本税制措置を活用して、特区目標に向けて取り組んだ。 このため、税制措置を活用した計画が、特区の目標にどの程度寄与したかの観点でみる。</p> <p>※1 北海道フード・コンプレックス国際戦略総合特区については、その目標を達成したため、令和4年3月31日に特区の指定解除となっている。</p> <p>※2 アジアヘッドクォーター特区については、令和元年以前に法人指定され令和元年度に適用した施設(国際会議場)があったが、令和元年度以降は国際分野に係る施設は本税制の対象外であったことや、当該特区について今後の適用が見込まれないことから、当該評価に含めていない。</p> <p>【各特区において達成すべき水準(目標値)】 本税制措置を適用したもしくは今後適用予定の5つの特区においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明する</p>

		<p>ことが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>特区の数値目標においては、主に新たな製品生産などを目的にしているものは生産高など、新しい分野に係る研究開発などを目的にしているものは研究開発の成果に現れる指標（薬事申請数、産業創出数など）、また共通する項目としてこれらの取組により生み出された雇用数など、特区を持つ自治体において、本税制措置の適用により設備投資が行われることで製造・開発拠点が形成されることの効果指標として適切なものを中心に指標とした。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標：ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標：事業・産業創出数 15件（令和3年度）→75件（令和7年度）</p> <p>○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区 評価指標：特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果 数値目標：特区関連事業による就業者の増加数 7年間（令和元年度～令和7年度）累計：810人</p> <p>○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区 評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高 数値目標：航空宇宙産業の生産高 10,818億円（令和元年度）→10,818億円（令和7年度） ※令和7年度までに令和元年度実績（コロナ前）まで回復</p> <p>○関西イノベーション国際戦略総合特区 評価指標：研究結果による効果 数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数 平成23年～令和7年度：累積60件 （令和8年度：累積63件※） ※当該特区では、令和8年度までを目標期間として設定しており、令和7年度は参考値。</p> <p>○グリーンアジア国際戦略総合特区 評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高 数値目標：年間売上高 約0.2兆円（平成22年12月）→約5.71兆円（令和7年）</p> <p>《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》 租税特別措置を通じて、特区内の産業拠点形成に係る設備投資が促進され、民間事業者による事業活性化の拡大を通じ、我が国の経済成長のエンジンとなる産業・機能の集積へとつながる。 これにより、各特区が数値目標として掲げる、関連する産業の年間生産高・年間売上高や関連企業の投資額や誘致数等の数値目標の達成が実現される。</p>
--	--	---

			<p>つくば国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、イノベーションを創出する産学官の連携拠点の形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野（サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進）の産業化が促進され、国際競争力の向上に繋がる。</p> <p>京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。</p> <p>アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区においては、本税制措置の活用によって、日本で唯一の材料を含む研究開発から設計・開発、製造・販売、保守管理までの一貫体制が構築され、アジア最大・最強の航空宇宙産業クラスター形成に繋がる。</p> <p>関西イノベーション国際戦略総合特区においては、本税制措置の活用によって、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。</p> <p>グリーンアジア国際戦略総合特区においては、本税制の活用によって、電気自動車や燃料電池自動車等の環境配慮型自動車の開発・生産拠点、半導体や有機 EL 等のグリーンデバイスの開發生産拠点及び産業用ロボット等の環境配慮型高機能製品の開発・生産拠点の形成が促進され、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。</p> <p>このように、各特区が設けた総合特区計画の達成実現によって、当該産業や当該地域のみならず、他の関連産業や周辺地域の活性化とも相まって、政策目的である「産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進すること」に寄与する。</p>																					
10	有効性等	① 適用数	<p>《延長分》法人数</p> <table border="1" data-bbox="595 1532 1126 1816"> <thead> <tr> <th>年度 区分</th> <th>令和 2</th> <th>令和 3</th> <th>令和 4</th> <th>令和 5</th> <th>令和 6</th> <th>令和 7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>特別償却</td> <td>0</td> <td>3</td> <td>0</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>6</td> <td>7</td> <td>10</td> <td>10</td> <td>3</td> <td>4</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用法人数)当該年度に税制支援を活用した法人の数</p>	年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7	特別償却	0	3	0	1	1	0	税額控除	6	7	10	10	3	4
年度 区分	令和 2	令和 3	令和 4	令和 5	令和 6	令和 7																		
特別償却	0	3	0	1	1	0																		
税額控除	6	7	10	10	3	4																		

	② 適用額	<p>《延長分》単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>適用額</td> <td>特別償却税額控除</td> <td>0</td> <td>200</td> <td>0</td> <td>130</td> <td>250</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>228</td> <td>3,616</td> <td>216</td> <td>765</td> <td>51</td> <td>1,644</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり (適用額)認定を受けた事業に係る設備投資のうち、特別償却及び税額控除の実施額</p>	年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0			228	3,616	216	765	51	1,644																
年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																			
適用額	特別償却税額控除	0	200	0	130	250	0																																			
		228	3,616	216	765	51	1,644																																			
	③ 減収額	<p>《延長分》単位:百万円</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">年度</th> <th>令和2</th> <th>令和3</th> <th>令和4</th> <th>令和5</th> <th>令和6</th> <th>令和7</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>法人税</td> <td>特別償却税額控除</td> <td>0</td> <td>51.4</td> <td>0</td> <td>33</td> <td>64</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>252</td> <td>3,989</td> <td>238.2</td> <td>844</td> <td>56</td> <td>1,813</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人住民税</td> <td>0</td> <td>3.3</td> <td>0</td> <td>2</td> <td>4</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法人事業税</td> <td>6</td> <td>96</td> <td>5.6</td> <td>20</td> <td>4</td> <td>43</td> </tr> </tbody> </table> <p>【算定根拠】 別紙のとおり</p>	年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7	法人税	特別償却税額控除	0	51.4	0	33	64	0			252	3,989	238.2	844	56	1,813		法人住民税	0	3.3	0	2	4	0		法人事業税	6	96	5.6	20	4	43
年度		令和2	令和3	令和4	令和5	令和6	令和7																																			
法人税	特別償却税額控除	0	51.4	0	33	64	0																																			
		252	3,989	238.2	844	56	1,813																																			
	法人住民税	0	3.3	0	2	4	0																																			
	法人事業税	6	96	5.6	20	4	43																																			
	④ 効果	<p>《政策目的の達成状況及び達成目標の実現状況》</p> <p>○達成目標の実現状況 本税制措置を適用した国際戦略総合特区5区域においては、それぞれ複数の数値目標を掲げているが、総合特別区域法の目的は前述のとおり産業の国際競争力の強化及び地域の活性化に関する施策を総合的かつ集中的に推進することとしていることから、各特区の数値目標のうち特に以下の観点を中心に評価指標としている。なお、前回評価では、設備投資額を評価とした特区もあったが、当該税制措置の効果は、単に設備投資を行うだけでなく、その整備した施設や導入した設備によって、特区目標に資する新しい製品の生産や研究開発に活用することをもって、より特区目標に寄与することを説明することが妥当なことから、今回の評価上は、設備投資額は参考指標としている。</p> <p>※評価対象は令和2年度からだが、2つの特区(京浜ライフ・アジア No.1)の目標設定期間が令和元年度からであるため、令和元年度以前・以降からで目標設定している特区も含め、以下の表は令和元年度からで統一している。</p> <p>○つくば国際戦略総合特区 評価指標:ライフイノベーション・グリーンイノベーションの推進による産業化促進 数値目標:事業・産業創出数 15件(令和3年度)→75件(令和7年度)</p>																																								

(単位:件)

	適用事業数	特区目標(事業・産業創出数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	-	0	0
令和2年度	0	-	0	0
令和3年度	0	15	11	0
令和4年度	0	30	15	0
令和5年度	0	45	-	0
令和6年度	1	60	-	1
令和7年度	0	75	-	0

出典:特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく

※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連した事業・産業創出数を入れている。

つくば国際戦略総合特区では、令和元年～4年度まで適用実績がなく、令和6年度に設備導入が完了し税制適用する事業が1社見込まれ、こちらの事業者において事業・産業創出数が1件見込まれる(特許出願及び製品化予定)。引き続き、本特区においてはつくばという科学技術の各種拠点が集積する利点を活用し、イノベーションを創出する産学官の連携拠点を形成し、我が国の成長牽引等に資する4つの分野(サービスロボットの社会実装、革新的な医薬品等開発、環境・エネルギー、オープンイノベーションプラットフォーム推進)のうちの1分野の推進(環境・エネルギー)に貢献していく。

○京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区

評価指標:特区事業の実施によるライフイノベーション分野における経済効果

数値目標:特区関連事業による就業者の増加数

7年間(令和元年度～令和7年度)累計:810人

(単位:人)

	適用事業数(件)	特区目標(就業者の増加数)※		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	0	200	136	0
令和2年度	1	100	-18	0
令和3年度	3	110	525	205
令和4年度	3	100	120	10
令和5年度	0	100	-	0
令和6年度	0	100	-	0
令和7年度	1	100	-	21

出典:特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく

※本税制措置を適用した事業所において、税制措置により新設した施設・設備に関連して増加した就業者数を入れている。なお、事業者によっては新設した施設・設備と既存施設等における雇用者数を分けていない場合があり、その場合は当該年度の新規就業者数を全て含めている事業所がある。令和7年度は事業計画に基づく特区事業従事予定者の増加分であり、適用事業は令和8年度以降も就業者数の増加

を計画している。

京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計5社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより、令和元年度から令和3年度の間新たな就業者数が205人分増加するとともに、今後本税制を活用し設備投資を行う事業者が1社見込まれ、この事業所において計画では令和7年度には21名の就業者の増加が見込まれる。これらの取組の結果、個別化・予防医療時代に対応した、革新的な医薬品・医療機器の研究開発や製造拠点の形成により、健康関連産業の創出に繋がる。

○アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区

評価指標：中部地域における航空宇宙産業の生産高

数値目標：航空宇宙産業の生産高

10,818億円(令和元年度)→10,818億円(令和7年度)

※令和7年度までに令和元年度(コロナ前)まで回復

(単位:億円)

	適用事業者数(件)	特区目標(推計生産高)※1		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	7	11,200	10,818	23.9【23.9】
令和2年度	2	11,800	7,307	5.0【28.9】
令和3年度	1	10,818	6,843	0.3【29.2】
令和4年度	0	10,818	0	0【29.2】
令和5年度	4	10,818	-	0.9【30.1】
令和6年度	2	10,818	-	【30.1+α】
令和7年度	1	10,818	-	【30.1+α】

出典：特区自治体の適用事業者向け実績・見込み調査に基づく

※1：本税制措置を適用して設備投資を行った事業所のうち、推計生産高を算定できた事業所の数とその推計生産高(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も売上高が計上されていくことが見込まれる)

※2：【】内は、令和元年度～令和5年度分は整備施設の累計生産高を記載。令和6年度以降は、30.1億円+導入設備分(=+αの生産高)を記載。

アジア No.1 航空宇宙産業クラスター形成特区では、新型コロナウイルス感染症収束後の航空機需要回復を見据え、中部地域における航空宇宙産業の生産高を令和元年度実績(10,818億円)まで回復させることを目指した数値目標としている。

令和元年度以降は実績値及び本税制措置を活用する事業所数は減少しているが、足元では、航空機需要は回復に転じ、今後20年間でジェット旅客機の運行機数が1.6倍に増加すると見込まれており、当特区の令和5年度の推計生産高は令和3年度の3倍となっている。この需要回復局面において、世界的な競争が一層激化することが予想される。そうした中で、日本最大の産業集積地である中部地域のサプライヤーが、激しい競争に打ち勝つための生産体制の整備を後押し積極的な設備投資を支援することが、アジア最大・最強の航空宇宙産業ク

ラスター形成に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が令和6年度以降も行われ、30.1 億円＋導入設備分(＋α)の生産高が見込まれており目標への寄与が見込まれる。

○関西イノベーション国際戦略総合特区

評価指標：研究結果による効果

数値目標：特区支援制度活用による医薬品・医療機器の薬事申請数
平成 23 年度～令和8年度の累積件数 63 件

(単位：件)

※1	適用事業数	特区目標(累計の薬事申請数)		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分※2
令和元年度	5	27	37	3
令和2年度	3	30	45	6
令和3年度	3	33	52	9
令和4年度	1	51	54	9
令和5年度	1	54	-	10
令和6年度	1	57	-	11
令和7年度	1	60	-	12
令和8年度	1	63	-	13

出典特区目標値、実績値は総合特区評価書に基づくもの、税制適用事業者分は※2のとおり特区地域協議会事務局の試算値。

※1：本特区は現区域計画を令和8年度までとしているため、上記表には令和8年度まで記載している。

※2：「うち税制適用事業者分」のうち、推計申請件数については、本税制措置を適用した事業所において、税制措置により取得した開発研究用器具備品に関連した推計申請件数を記載している。なお、推計申請件数は、実績を元に本特区地域協議会事務局において試算した数値である。

関西イノベーション国際戦略総合特区では、令和元年度から令和8年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計6社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受け取得した開発研究用器具備品を活用したことにより、薬事申請数は令和4年度には54件のうち税制適用事業者分は9件になるとともに、今後設備投資を行う事業者が1社見込まれ、これらの事業所において令和8年度までに、累積推計申請数が13件見込まれる。これらの取組の結果、当該地域が強みを有する分野のうち、医療・医薬分野の研究拠点や製造拠点が形成され、これらにより先端的なシーズや研究成果を実用化し、市場化に結び付けるイノベーションプラットフォームの構築の促進に繋がる。今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した研究開発等が行われ、令和6年度以降も薬事申請が1件ずつ増加することが見込まれており、目標への寄与が見込まれる。

グリーンアジア国際戦略総合特区

評価指標：当地域が貢献する環境を軸とした産業の年間売上高

数値目標：年間売上高

約 0.2 兆円(平成 22 年 12 月現在)→約 5.71 兆円(令和7年)

(単位:百億円)

	適用事業数(件)	特区目標(年間売上高)※1		
		目標値	実績値	うち税制適用事業者分
令和元年度	9	420	370	343
令和2年度	9	519	329	301
令和3年度	9	424	323	288
令和4年度	6	461	321	288
令和5年度	5	497	-	288 + α※2
令和6年度	0	534	-	288 + α※2
令和7年度	1	571	-	288 + α※2

出典:本特区が独自に実施した委託調査の結果に基づく

※1:推計売上高は、上記委託調査による、当該年度における税制措置活用分野の合計値。(一部税制対象資産以外による売上高も含む)

※2:令和元年度～令和4年度までは委託調査によるもの。令和5年度以降は、施設の稼働前のため見込値が算定されていないが、施設稼働により一定の売上高が見込まれるため令和4年度ベースで+αと表記した。

グリーンアジア国際戦略総合特区では、令和元年度から令和7年度の間に見込みを含め本税制措置の適用を受ける事業者は計23社。このうち、設備投資が完了し、税制措置の適用を受けた施設が稼働したことにより推計売上高は令和4年度には約2兆8,800億円になるとともに、令和5年度以降本税制を活用し設備投資を行う事案が6社見込まれる。これらの取組の結果、グリーンイノベーションをアジアから世界に展開する拠点の構築に繋がる。(整備した施設は引き続き活用されるため令和5年度以降も288億円+導入設備分(=+α)の売上高が計上されていくことが見込まれる)

今後も、税制適用された事業者においては、整備した設備等を活用した生産が行われ、目標への寄与が見込まれる。

参考:本税制措置による設備投資の地域経済への効果

本税制措置を適用して設備投資を行う場合、設備投資による直接的な効果も発生することから、令和元年度から令和4年度における設備投資累計額を参考までに整理している。

特区名	適用法人数	令和元～4年度設備投資額総計
京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区	4	約81億円
アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区	8	約26億円
関西イノベーション国際戦略総合特区	6	約29億円
グリーンアジア国際戦略総合特区	21	約1,113億円

また、参考までに令和4年度に適用事業者向けに実施したアンケート調査において、上記の適用事業による設備投資が行われたことにより、設備投資額1,935億円、総合経済波及効果は約

4,487億円、雇用誘発効果は17,659人を実現している。また、設備投資の意思決定において、税制上の支援措置が占める割合を「意思決定比重」とし、税制上の支援措置がなかった場合の設備投資額を1とした場合の当該意思決定比重による設備投資額等の押し上げ効果を事業着手誘因効果と定義し、上記アンケート調査において、意思決定比重は22.7%であり、支援措置が特区の設備投資行動にもたらした事業着手・拡大誘因効果は、約438億円（1,935億円×22.7%）と推計される。

また、将来の効果についても上記アンケート調査及び租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査から令和5年度～令和7年度の事業着手・拡大誘因効果は予定設備投資額348億円×22.7%=79億円と推計される。

○設備投資額に幅があり、適用数が僅少等であることについて

本税制措置は、各特区が目指す国際競争力の強化を目指す特定の産業分野の取組を支援するものである。税制対象分野は、現在大きく分けて3分野であり産業技術、高度医療、環境技術となっており、これらの各分野は市場規模などや市場を巡る環境がそれぞれ異なっている。例えば、グリーンアジア特区においては、現在市場規模が急速に拡大する環境配慮型自動車（電気自動車など）関連分野の国際競争力の強化を図るための取組が近年行われており、大型の投資を行う傾向がある。他方、アジアNo.1航空宇宙クラスター特区では、我が国は旅客機製造を行える事業者がいないが、旅客機の製造に必要な基幹部品などの製造を担う事業者（サプライヤー）が多く、個々の部品ごとの市場規模は小さいがこれらの製造を担うサプライヤーの集積を狙う特区目標を掲げている。このように、各特区の目指す目標や適用事業者が狙う競争分野により設備投資規模は異なるものである。

次に、本税制措置の適用数は、令和元年度から令和4年度においては46事業が適用しており、これらの事業は総合特区制度の目的である国際競争力の強化に資する取り組みであり、かつ各特区が定める計画及び特区目標に沿う事業のみが適用されるものに限られている。また、前述の効果からみても各事業は特区目標の達成に貢献する取組が行われている。

適用数は僅少であるが、令和5年度以降、つくば国際戦略総合特区は、特区目標「事業・産業創出数」が1件見込まれること、京浜臨海部ライフイノベーション国際戦略総合特区は、特区目標「就業者の増加数」が21名見込まれかつ令和8年度も増加予定であること、アジアNo.1航空宇宙産業クラスター形成特区では、特区目標「推計生産高」が令和6年度以降の毎年度30.1億円+αが見込まれること、関西イノベーション国際戦略総合特区では、特区目標「累計の薬事申請数」が令和5～8年度の間4件が見込まれること、グリーンアジア国際戦略総合特区では、特区目標「年間売上高」が令和5年度以降の毎年度288億円+αが見込まれることから、これらを踏まえ、各特区が掲げる目標達成に寄与し、産業の国際競争力の強化に資する各特区の事業計画に基づく産業分野の集積が図られており、このことから達成目標の実現に有効な手段であると考えられる。

		⑤ 租税減を是認する理由等	租税特別措置によるインセンティブによりこれらの設備投資が実現し、当該設備投資の結果、国際競争力の強化に資する研究開発や新製品開発などにより市場の獲得等により、前述「④効果」のとおり各特区の数値目標の達成につながるため、本特例措置には租税減を是認できる効果がある。
11	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>国際戦略総合特区は、特区に指定された地域における地域の資源や知恵を地域の自立や活性化に向けて最大限活用し、特区ごとに定めた特定分野について産業の国際競争力の強化を図るためにこれらに取り組む民間事業者の創意工夫により実現しているものである。財政支援の場合、採択件数の制約や公募のタイミングの問題がある一方で、租税特別措置は、要件を満たしていればいつでも適用を受けることができるため、当該政策目的を達成するために最も効果的な措置であると考えられる。</p> <p>また、国際戦略総合特区制度は、産業の国際競争力の強化を図るため、特区が定めた特定分野の産業集積を図るため計画を設定し、特区の政策目的の達成を把握するための目標値を設定し、取り組んでいるものであり、本税制措置は、その目的を達成に資する事業を実効性・具体的なインセンティブ措置であることから妥当である。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>総合特区制度においては、地域の包括的・戦略的なチャレンジに対し、税制支援だけでなく規制の特例措置や財政・金融の支援措置を一体として実施することで政策目的の達成を目指している。</p> <p>補助金等の財政支援は、それぞれ国の政策に基づき助成等の対象者、研究テーマ等を設定することで、より特定された分野又は研究開発段階における成果の獲得を目指す制度である。また、金融支援は、事業者が金融機関からの融資により資金調達を行う場合に、金融機関に対し総合特区支援利子補給金を支給するものであり、民間事業者の金利負担の軽減を図ることで円滑な事業実施に寄与することを目的としている。</p> <p>一方、本税制措置は、設備投資にかかる特別償却や税額控除を設けることにより、国際競争力の高い産業の集積を図るものである。</p>

		③ 地方公共団体が協力する相当性	総合特別区域法第5条において、指定地方公共団体の責務として、「国の施策と相まって、その総合特別区域における産業の国際競争力の強化又は地域の活性化に関する政策課題の効果的な解決のために必要な施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。」とされている。
12	有識者の見解		—
13	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		令和3年8月(R3 内閣 04)

総合特区設備投資促進税制 減収額の算定根拠

令和2年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	6 件	財務省適用実態調査	
① 特別償却実施額	0	財務省適用実態調査	
② 税額控除実施額	228.62 百万円	財務省適用実態調査	
③減収額	258.11 百万円	0 百万円+252.17 百万円+0 百万円+5.94 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\%) \times (1 + 10.3\%)$	$(① \times \text{税率}) \times (1 + \text{税率})$
④-2 法人税(税額控除)	252.17 百万円	$(228.62 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$② \times (1 + \text{税率})$
⑤法人住民税	0 百万円	0 百万円 $\times 23.2\% \times 7.0\%$	$① \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑥法人事業税	5.94 百万円	0 円+5.94 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0 百万円	0 百万円 $\times 1\%$	$① \times \text{税率}$
⑧特別法人事業税	5.94 百万円	228.62 百万円 $\times 1\% \times 260\%$	$② \times \text{税率}$

令和3年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	3 件	財務省適用実態調査	
適用法人数(税額控除)	7 件	財務省適用実態調査	
①特別償却実施額	200.88 百万円	財務省適用実態調査	
②税額控除実施額	3616.49 百万円	財務省適用実態調査	
③ 減収額	4139.69 百万円	51.4 百万円+3988.99 百万円+3.26 百万円+96.04 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥

④-1 法人税(特別償却)	51.4 百万円	(200.88 百万円 × 23.2%) × (1 + 10.3%)	(① × 税率) × (1 + 税率)
④-2 法人税(税額控除)	3988.99 百万円	(3616.49 百万円) × (1 + 10.3%)	② × (1 + 税率)
⑤法人住民税	3.26 百万円	200.88 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	96.04 百万円	2.01 百万円+94.03 百 万円	⑦+⑧
⑦所得割	2.01 百万円	200.88 百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	94.03 百万円	3616.49 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和4年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数(特別償却)	0 件	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査に 係る特区自治体調査	
適用法人数(税額控除)	10 件	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査に 係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査に 係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	216 百万円	租特透明化法及び地方 税法に基づく実態調査に 係る特区自治体調査	
③減収額	243.86 百万円	0 百万円+238.25 百 万円+0 百万円+5.62 百万円	④-1+④-2+⑤ +⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	(0 百万円 × 23.2%) × (1 + 10.3%)	(① × 税率) × (1 + 税率)
④-2 法人税(税額控除)	238.25 百万円	(216 百万円) × (1 + 10.3%)	② × (1 + 税率)

⑤法人住民税	0百万円	0 百 万 円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	5.62 百万円	0 百万円 + 5.62 百万円	⑦ + ⑧
⑦所得割	0 百万円	0 百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	5.62 百万円	216 百 万 円 × 1% × 260%	② × 税率

令和5年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	10 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	130 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	765 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	900.36 百万円	33.27 百万円 + 843.8 百万円 + 2.11 百万円 + 21.19 百万円	④-1 + ④-2 + ⑤ + ⑥
④-1 法人税(特別償却)	33.27 百万円	(130 百万円 × 23.2%) × (1 + 10.3%)	(① × 税率) × (1 + 税率)
④-2 法人税(税額控除)	843.8 百万円	(765 百万円) × (1 + 10.3%)	② × (1 + 税率)
⑤法人住民税	2.11 百万円	130 百万円 × 23.2% × 7.0%	① × 税率 × 税率
⑥法人事業税	21.19 百万円	1.3 百万円 + 19.89 百万円	⑦ + ⑧
⑦所得割	1.3 百万円	130 百万円 × 1%	① × 税率
⑧特別法人事業税	19.89 百万円	765 百万円 × 1% × 260%	② × 税率

令和6年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	1 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る 特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	3 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る 特区自治体調査	
①特別償却実施額	250 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る 特区自治体調査	
②税額控除実施額	51 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る 特区自治体調査	
③減収額	128.11 百万円	63.97 百万円+56.25 百万円+4.06 百万円+3.83 百万円	④-1+④-2 +⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	63.97 百万円	$(250 \text{ 百万円} \times 23.2\%) \times (1 + 10.3\%)$	$(① \times \text{税率}) \times (1 + \text{税率})$
④-2 法人税(税額控除)	56.25 百万円	$(51 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$② \times (1 + \text{税率})$
⑤法人住民税	4.06 百万円	$250 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$① \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑥法人事業税	3.83 百万円	2.5 百万円+1.33 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	2.5 百万円	$250 \text{ 百万円} \times 1\%$	$① \times \text{税率}$
⑧特別法人事業税	1.33 百万円	$51 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$② \times \text{税率}$

令和7年度

区分	数値	出典・計算式等	備考
適用法人数（特別償却）	0 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
適用法人数（税額控除）	4 件	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
①特別償却実施額	0 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
②税額控除実施額	1644 百万円	租特透明化法及び地方税法に基づく実態調査に係る特区自治体調査	
③減収額	1856.08 百万円	0 百万円+1813.33 百万円+0 百万円+42.74 百万円	④-1+④-2+⑤+⑥
④-1 法人税(特別償却)	0 百万円	$(0 \text{ 百万円} \times 23.2\%) \times (1 + 10.3\%)$	$(① \times \text{税率}) \times (1 + \text{税率})$
④-2 法人税(税額控除)	1813.33 百万円	$(1644 \text{ 百万円}) \times (1 + 10.3\%)$	$② \times (1 + \text{税率})$
⑤法人住民税	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 23.2\% \times 7.0\%$	$① \times \text{税率} \times \text{税率}$
⑥法人事業税	42.74 百万円	0 百万円+42.74 百万円	⑦+⑧
⑦所得割	0 百万円	$0 \text{ 百万円} \times 1\%$	$① \times \text{税率}$
⑧特別法人事業税	42.74 百万円	$1644 \text{ 百万円} \times 1\% \times 260\%$	$② \times \text{税率}$